
粕屋町

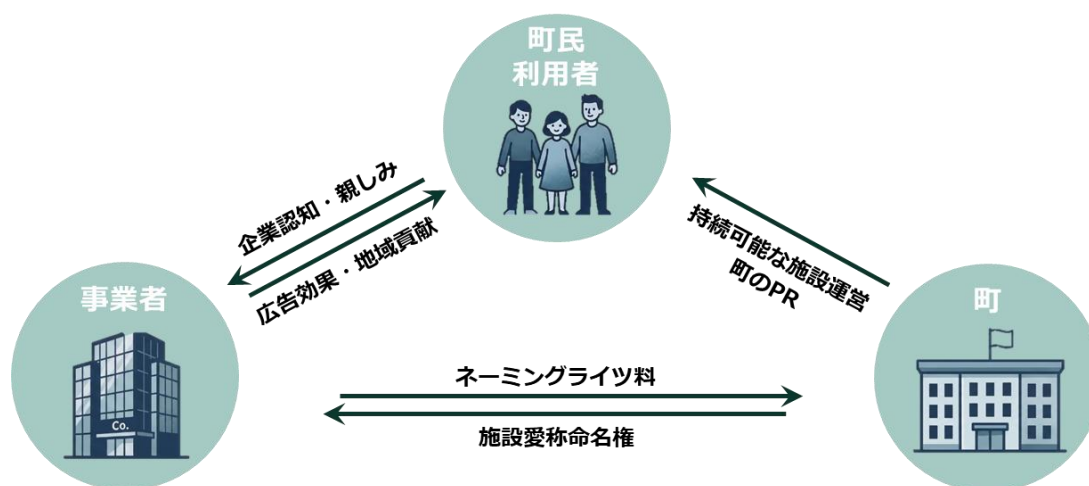
ネーミングライツ事業

ガイドライン

令和 8 年 8 月策定

1 ネーミングライツ導入の目的

町の施設、町のイベント等（以下、これらを「施設等」という。）の管理運営及び住民サービスの向上に必要な財源を確保するとともに、民間事業者等（以下「事業者」という。）との連携による施設等の魅力向上、地域活性化及び効果的な情報発信を図ることを目的とします。また、事業者に対しては広告宣伝及び地域貢献の機会を提供し、町と事業者が連携して持続可能な地域価値の向上を目指します。



2 概要

- (1) ここで定義するネーミングライツとは、町と事業者との契約により、事業者が、施設等の名称を広告媒体として、企業名や商品名等を冠した愛称を付与する命名権を得る代わりに、町が契約した事業者（以下「ネーミングライツパートナー」という。）から対価等を得る制度です。
- (2) ネーミングライツにより町が得た対価等については、原則として当該施設等の管理運営に役立てるものとします。
- (3) ネーミングライツ導入後は、町は愛称を積極的に使用しますが、条例上の施設名称については変更をせず、必要な場合は、愛称ではなく条例上の施設名称を使用するものとします。
- (4) この契約により、ネーミングライツパートナーが、施設等の所有権や運営権等、命名権以外の権利を取得するものではありません。

3. ネーミングライツの種類

【特定募集型】

町が選定した施設等について、ネーミングライツパートナーの募集を行います。

【提案募集型】

ネーミングライツパートナーとなることを希望する事業者から提案の受付を行います。

4 導入対象施設等

- (1) ネーミングライツを導入する対象施設等として、文化施設、スポーツ施設、道路、公園、その他の施設（及びその一部）やイベント等のソフト事業を想定しています。特定募集型における対象施設等については、ネーミングライツ導入の効果が発揮されるよう、次の事項を総合的に勘案して町が選定するものとします。
- ・利用状況（利用者数、利用者層等）
 - ・視認性及び周知性（交通量、立地条件等）
 - ・広告媒体としての価値（知名度、集客力等）
 - ・イベント等の開催状況
 - ・その他、ネーミングライツ導入効果が期待できる事項
- (2) 次に掲げる施設等については、ネーミングライツの対象外とします。
- ・町役場庁舎その他行政執行上、中立性及び公平性を特に求められるもの
 - ・学校その他教育環境への配慮が特に必要なもの
 - ・歴史的・文化的な名称が広く定着し、変更が適当でないもの
 - ・その性質上、愛称の導入になじまないもの
 - ・その他、町長が適当でないと認めるもの

5 導入の手続き

ネーミングライツを導入するまでの手続きの基本的な流れは以下のとおりです。

【特定募集型】

- ① 対象施設等の選定、募集要項の作成
- ② ネーミングライツパートナーの募集
- ③ 審査委員会による審査
- ④ 候補者の選定
- ⑤ 候補者との協議
- ⑥ ネーミングライツパートナーの決定及び契約締結
- ⑦ 愛称の使用開始

【提案募集型】

- ① 事業者から提案の受付
- ② 審査委員会による審査
 - ・提案施設等に対するネーミングライツ導入の可否
 - ・特定募集型への転換の要否
- ③ 審査委員会による審査
 - ・審査基準に基づく審査
- ④ 候補者の選定
- ⑤ 候補者との協議
- ⑥ ネーミングライツパートナーの決定及び契約締結

⑦ 愛称の使用開始

※提案募集型の場合で、提案があった施設等について町があらためてネーミングライツパートナーの募集を行うことにより、複数の応募が見込まれる場合は、特定募集型の手続きに転換することがあります。

6 ネーミングライツ料

特定募集型については、対象施設等の規模・利用者数・参加者数・地理的要件、他自治体における類似施設の事例等を参考に、広告効果を総合的に勘案して施設等ごとに設定し、募集要項に掲載するものとします。

また、提案募集型については、金銭に限らず、金額換算ができる役務や物品の提供等とすることも可能です。

7 愛称使用期間

(1) 文化施設、スポーツ施設等の施設（及びその一部）

原則3年から5年の間とし、施設の特性、管理及び運営形態等に応じて決定するものとします。期間の下限や上限等の条件を募集要項で示し、提案で決定することも可能です。

(2) イベント等のソフト事業

契約締結の日から一連の事業が終了する日までとします。

8 愛称

(1) 愛称の条件

- ・親しみやすさ、わかりやすさ及び呼びやすさを重視し、住民、施設等利用者、関係団体等の理解が得られる愛称とします。
- ・施設等の特性に応じて、必要により、特定の地名又はキーワードを含める等、町が希望する条件を募集要項において設定できるものとします。
- ・施設名の変更による利用者の混乱を避けたい場合等、必要に応じて愛称と条例上の名称又は現在の愛称を併記することがあります。

(2) 使用を禁止する愛称

次のいずれかに該当する愛称は、使用することができません。

- ・法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- ・公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- ・知的財産を侵害するもの又はそのおそれのあるもの
- ・人権侵害、名誉棄損若しくは差別をするもの又はそのおそれのあるもの
- ・政治性又は宗教性のあるもの
- ・意見広告又は個人の宣伝に関するもの
- ・誇大又は虚偽のおそれのあるもの

- ・そのほか、施設等の愛称として適当でないと町長が認めるもの
(施設等の設置目的を誤認させるおそれのあるもの、一般的に粕屋町外の地域を連想させるもの等)
- (3) 愛称の変更
- 町民や利用者の混乱を避けるため、契約期間内は、社名の変更等やむを得ない事情がある場合を除き、愛称の変更はできません。

9 募集方法等

(1) 募集方法

特定募集型の募集は、原則公募とし、町ホームページ等に募集要項等を掲載することにより行うものとします。

(2) 応募資格

ネーミングライツに応募可能な事業者は、法人格を有する団体等で、ネーミングライツパートナーとしてふさわしい資力及び責任を持って安定的に実施することができる団体であることを条件とします。

ただし、実施要綱第4条に該当する団体等は応募できません。なお、施設等の性格及び実情等を考慮し、これ以外の事項について規定する場合は、募集要項において規定するものとします。

(3) 費用負担

応募に要する経費は、すべて応募者の負担とします。

(4) 募集要項

特定募集型については、応募に必要な事項を記載した募集要項を作成します。要項に記載する主な事項は、以下のとおりとし、応募方法や選考方法等をあらかじめ公表することで、ネーミングライツパートナー決定過程の透明性の確保に努めるものとします。

① 目的

② ネーミングライツを募集する対象施設等（名称、所在地、概要）について

③ 募集概要（愛称、命名権の範囲、契約期間、ネーミングライツ料、名称変更に伴う費用負担、応募資格、留意事項）について

④ 応募方法（募集期間、応募先、質問事項の受付）について

⑤ 選考方法について

⑥ 契約について

⑦ その他

(5) 募集期間

特定募集型については、応募者にとって、応募の検討に十分な期間を確保する必要があることから、多くの事業者が応募できるよう、周知期間を含め、募集期間は原則として30日以上とします。

(6) 応募がなかった場合の取扱い

募集期間を経過しても応募がなかった場合は、募集期間の延長、募集条件等を見直

したうえでの再募集、随時募集への移行又は募集の中止を検討します。

10 選定方法等

(1) 審査委員会の設置

粕屋町ネーミングライツパートナー審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置します。

(2) 候補者の選定

審査にあたり、対象施設等の特性に応じて審査基準を定め、応募者のうちネーミングライツパートナーとしての適格があり、かつ有利な条件で契約を締結することができる者として、他の応募者に優先して町が契約交渉を行う事業者（以下「候補者」という。）を審査委員会において選定します。また、次点以下の交渉順位についても決定するものとします。なお、応募者が1者の場合であっても、審査委員会を設置し、審査基準に基づき審査し、候補者を選定します。

ただし、応募者のいずれもが審査基準に定める基準点に達しないときは、候補者を選定しないことができるものとします。

(3) 候補者との協議

候補者選定後、契約に係る必要事項、愛称の表示に係る事項及びネーミングライツパートナーメリット等について協議を行います。なお、協議が不調に終わった場合において、次点順位の応募者がいる場合は、その応募者と順次協議を行うものとします。

(4) ネーミングライツパートナーの決定

候補者との協議が整った場合は、当該事業者をネーミングライツパートナーとして決定します。

11 契約の締結及び公表

(1) 契約の締結

ネーミングライツパートナーの決定後、町とネーミングライツパートナーとの間でネーミングライツに関する契約を締結します。

(2) 公表

ネーミングライツパートナーとの契約締結後、すみやかに当該事業者の名称、施設等の愛称、ネーミングライツ料、契約期間等を町ホームページ等により公表するものとします。

12 費用負担

町とネーミングライツパートナーの費用負担は、次の表によるものとします。なお、詳細については、募集要項に定めるほか、双方協議のうえ、契約書等において定めるものとします。

区分	町	ネーミングライツ パートナー
ネーミングライツ料		○
敷地内外の看板等の表示変更、維持管理		○
契約期間終了後の原状回復		○
パンフレット、封筒等の印刷物やホームページの表示変更	○	

13 契約の解除

ネーミングライツパートナー決定後及び契約締結後に、契約当事者の事情・瑕疵等により、ネーミングライツの維持が困難な場合には、契約を解除することがあります。ネーミングライツパートナーの事情・瑕疵による契約解除に伴う原状回復に必要な費用は、ネーミングライツパートナー負担とし、町は当該年度分の契約金額は返還しないものとします。なお、町の事情・責めによる契約解除に伴う原状回復に必要な費用は、町が負担するものとします。

14 契約期間の満了

町は、契約期間満了までに、当該施設等について、ネーミングライツの継続実施を判断します。

継続して実施する場合において、現ネーミングライツパートナーが、契約書に定められた期間に契約の更新を申し入れる場合、次回契約期間に関して優先的に協議を行うことができるものとします。

ただし、町は契約更新の申入れ期間の前に、契約条件の見直しや他事業者からの問合せ状況、競合性等を踏まえ、次期ネーミングライツパートナーについて公募を行うことが適当と判断した場合、又は契約更新の申入れが無かった場合、申入れがあっても交渉が整わない場合には、契約を更新せず公募を行うことができます。

15 その他

本ガイドラインは、ネーミングライツの運用状況及びその他の状況等を考慮し、適宜見直しを行います。